

議案第45号

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例の制定について

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和元年12月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町営駐車場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 町民生活の利便及び交通安全の確保のため、基山町営駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 基山町営けやき台駐車場

位置 基山町けやき台四丁目57番地

(使用車両)

第3条 駐車場を使用できる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車のうち普通自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で、積載物を含め、長さ5メートル以下及び幅2メートル以下のものとする。

(使用料)

第4条 町長は、駐車場の使用者から1区画当たり月額3,500円の使用料を徴収する。

(使用料の免除)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除するものとする。

- (1) 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。
- (2) 国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うために使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(使用料の還付)

第6条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認める

ときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 駐車場の使用者は、駐車場を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止行為)

第8条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車等の進行又は駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設又は駐車中の自動車等を破損し、又は汚損すること。
- (3) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を持ち込むこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(駐車場の休止)

第9条 町長は、駐車場の補修その他管理上支障があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(損害賠償)

第10条 駐車場の施設又は設備その他の物件を毀損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(賠償責任)

第11条 駐車場内において、天災その他の不可抗力により生じた損害及び自動車相互の接触等、町の責めによらないで生じた損害については、町は賠償責任を負わない。

(業務の委託)

第12条 町長は、駐車場の維持管理業務の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為については、この条例の施行日前においても行うことができる。

提案理由

町民生活の利便及び交通安全を確保することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定に基づき基山町営駐車場の設置及び管理をするため、基山町営駐車場

の設置及び管理に関する条例を制定する必要がある。

令和元年12月13日原案可決